一般競争入札による町有地の売払い
募集要領　物件　３

受　　付　　令和8年11月13日（金）から　令和9年1月5日（火）まで

（土、日、祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は締め切り日必着でお願いします

開　　札　　令和9年1月6日（水）　午前10時

売払い物件

物件番号	所在地（地番）	地目	公簿面積（㎡）	予定価格〔最低売却価格〕（円）	指定用途	物件調書
3	朝日町平柳字三百田75番	宅地	230.94	4,264,341円	なし	別紙のとおり

（留意事項）
- 一般競争入札による売払いとなります。
- 用途の指定はありません。
- 原状有姿の引渡しになります。
- 公簿面積での契約になります。

朝 日 町 財 政 管 理 課　管財・契約係

TEL0765－83－1100（内線251）

諸手続の順序

現 地 確 認

物件調書等で現地を確認してください。不明な点は朝日町役場財政管理課にお問い合わせください。
現地説明を希望される方は、管財・契約係までご連絡ください。

入札保証金の納入及び入札期間

【入札保証金】
- 町指定の方法により納入して下さい。（指定納付書で納入又は指定口座へ振り込み）
- 納入を確認できる書類（納入通知書・振込依頼書の写しなど）を添付して入札参加を申込んで下さい。

【入札参加申込期間】
購入希望者は、入札参加申込書及び入札書に必要事項を記入・押印のうえ、受付期間内に朝日町役場財政管理課に提出してください。（郵送も可）　受付期間：令和８年１１月１３日（金）から令和９年１月５日（火）まで

開札：１月６日

日時：令和9年１月６日（水） 午前10時から行います。
場所：朝日町役場2階　第6会議室 （入札参加者は立会いをすることができます。）

落札者の決定

最低売却価格以上で一番高い価格で入札した者を落札者といたします。落札者が決定した時は、速やかに当該落札者に連絡いたします。

普通財産譲与（譲渡）申請書の提出

関係書類を添付のうえ、令和9年１月１２日（火）までに普通財産譲与（譲渡）申請書を提出していただきます。

契約締結・代金の支払い

令和9年１月１２日（火）から１月２２日（金）までに売買契約を締結していただきます。 代金は、契約と同時に入札保証金を除いた全額を指定された金融機関に一括で振込み願います。収入印紙代は、購入者の負担になります。

所有権移転登記

町が所有権移転登記を行い、登記識別情報通知をお渡しいたします。 登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となりますが、登記手数料はかかりません。

令和8年度　一般競争入札による町有地の売払いのご案内

1　売払い物件

（1）一般競争入札

物件番号	所在地（地番）	地目	公簿面積（㎡）	予定価格〔最低売却価格〕（円）	指定用途	物件調書
3	朝日町平柳字三百田75番	宅地	230.94	4,264,341円	なし	別紙のとおり

※　用途の指定はありません。
※　最低売却価格以上で一番高い価格で入札した者を落札者といたします。
※　物件の詳細については、現地、物件調書をよくご覧になってください。
※　現地説明会は行いませんが、現地での詳細な説明を希望される方は、管財・契約係まで申し込んでください。
※　公簿面積での契約になります。

2　入札保証金の納付

（1）入札保証金の納付について

①　入札保証金額
金427,000円

②　納付時期
購入を希望する物件の入札保証金を、入札参加を申込む時までに町の発行する納入通知書で納入して下さい。町口座への振り込みを希望される方はお知らせください。

③　納付方法
金融機関または役場会計課での納入または口座振込

④　その他
ア　落札されなかった方の入札保証金は、後日、お返しいたします。
（本人あての銀行口座への振り込みとなります。返金手続きに2週間程度の日数が要します。）
イ　落札者の入札保証金は、土地売買契約締結と同時に、契約保証金に充当します。
契約締結期間内に契約を締結できないときは、特別の事情がない限り、落札者としての権利を失うとともに入札保証金は没収となります。

3　入札書の受付期間及び提出方法

（1）受付期間
令和8年11月13日（金）から　令和9年1月5日（火）まで

（2）提出方法
直接持参される場合は、午前8時30分から午後5時15分まで受付を行います。
（土、日、祝日の受付は行いません。）
郵送による場合は、書留または簡易書留により令和9年1月5日（火）までに下記受付場所に到達したものに限ります。

（3）受付場所
〒939－0793
富山県下新川郡朝日町道下1133番地
朝日町役場　財政管理課　管財・契約係　℡0765-83-1100（内線251）

4　入札書の提出上の注意事項

（1）申し込みに必要な書類

① 入札書（入札書提出用封筒に封入したもの） 1通
② 入札参加申込書） 1通
③ 住民票（法人については商業法人登記簿謄本） 1通
④ 納税証明書（令和　年度市町村民税、固定資産税：在住する市町村発行のもの） 1通
⑤ 入札保証金の納付を証する書面

（2）電話、FAX及び電子メールによる申込みはできません。

（3）申込書の記載に不備があった場合には、申込みを無効とする場合がありますので、注意してください。

（4）一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引替え又は変更することはできません。

（5）申し込みの無効

次の場合は、申し込みが無効となりますのでご注意ください。
・入札参加者の資格がないとき。
・入札参加申込書、その他の提出書類に虚偽の記載があったとき。

（6）入札書の取下げ

入札書を取り下げる方は、入札日の前日までに取下げ書を提出してください。

5　入札参加者の資格

（1）個人及び法人（町内に在住・勤務又は事務所・事業所の有無を問いません。）

（2）指定された期日までに売買代金を全額一括してお支払いいただける方。

（3）次に該当する方は、入札をすることができません。

① 市町村民税等の滞納者
② 未成年者（親権者の同意のある未成年者を除く。）
③ 契約を締結する能力を有しない者
④ 破産者で復権を得ない者
⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号から第4号までに該当する者
⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に基づく観察処分の決定を受けた団体及びその構成員又はその関係者

6　開札

（1）開札の日時、場所等

日　　時　令和9年1月6日（水） 午前10時から行います。
場　　所　朝日町役場　 2階　第6会議室
受付時間　午前9時30分から午前10時まで

（2）開札の方法

① 開札には入札参加者が立ち会うことができます。
② 入札者又はその代理人が開札場所にいないときは、本町職員を立ち会わせて行います。
③ 次の各号のいずれかに該当する入札は無効といたします。
・入札参加者の資格を有しない者のした入札
・入札に関して談合等の不正行為があった入札
・公表した価格未満の金額を表示した入札
・同一事項の入札に対し2つ以上の意志表示をした入札
・記名、押印のない入札
・入札書の記載事項が確認できない入札

7　落札

（1）予定価格以上で一番高い価格で入札した者を落札者といたします。

（2）落札者が決定したときは、速やかに当該落札者に連絡いたします。

（3）落札となるべき価格を入札した者が2名以上あるときは、落札決定を保留し、当該入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定いたします。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない本町職員がくじを引くものとする。同一価格の入札者は、必ずくじを引かなくてはならず辞退することはできません。

（4）落札者の方には、後日、契約手続きの説明を行います。

8　契約の条件

（1）用途の指定

指定はありません。

（2）禁止する用途

売買物件を暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団その他の反社会団体及びそれらの構成員が、その活動のために利用する等公序良俗に反する用に供する建物敷地及び風俗営業等の規制及び業務の適正性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5号に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用に使用することを禁止します。

（3）実地調査

上記（2）の履行を確認するため、朝日町が売買物件の利用状況等についての実地調査を行う際には、買受者に協力していただきます。

9　契約の締結と売買物件の引渡し

（1）契約の締結

・落札者は、1月12日（火）から1月22日（金）までに売買契約を締結していただきます。なお、正当な理由がないまま契約を締結しない場合は、落札者としての資格を取り消すとともに入札保証金は没収となります。
・売買契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受者の負担となります。
・契約及び所有権移転登記は入札書に記載された応募者の名義でしか行いません。

（2）売買代金の支払い方法

売買代金は、売買契約締結と同時に町が発行する納入通知書により契約保証金を除いた全額一括してお支払いいただきます。

（3）所有権の移転等

・売買代金の支払いが行われたときに所有権が移転するものとし、同時に売買物件の引渡しがあったものとします。
・売買物件は現状有姿の引渡しとなります。
・所有権の移転登記は、売買物件の引渡し後、町が行いますが、登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。
・不動産取得税（1回のみ）及び固定資産税（令和10年度分から）は、買受者の負担となります。